

明治大学科目等履修生・聴講生に関する規程

1994年3月29日制定

1993年度規程第16号

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
 - 第2章 学部科目等履修生（第7条－第12条）
 - 第3章 教職課程科目等履修生（第13条－第17条）
 - 第4章 学芸員養成課程科目等履修生、社会教育主事課程科目等履修生、
司書課程科目等履修生及び司書教諭課程科目等履修生（第18条
－第21条）
 - 第5章 教職課程等の複数課程の科目の同時履修（第22条）
 - 第6章 短期留学科目等履修生（第23条・第24条）
 - 第7章 聴講生（第25条・第26条）
 - 第8章 雑則（第27条－第29条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、明治大学学則（昭和24年規則第6号。以下「学則」という。）第38条の3の規定に基づき、科目等履修生及び聴講生について、必要な事項を定めるものとする。

（科目等履修生の種類）

第2条 明治大学（以下「本大学」という。）における科目等履修生とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 単位修得を目的として、学部の科目を履修する者（以下「学部科目等履修生」という。）
- (2) 教育職員免許状の取得を目的として、必要な科目を履修する者（以下「教職課程科目等履修生」という。）
- (3) 学芸員の資格取得を目的として、必要な科目を履修する者（以下「学芸員養成課程科目等履修生」という。）
- (4) 社会教育主事の資格取得を目的として、必要な科目を履修する者（以下「社会教育主事課程科目等履修生」という。）
- (5) 司書の資格取得を目的として、必要な科目を履修する者（以下「司

書課程科目等履修生」という。)

(6) 司書教諭の資格取得を目的として、必要な科目を履修する者（以下「司書教諭課程科目等履修生」という。)

(7) 単位修得を目的として、外国の高等教育機関に在籍する者で、本大学に留学し、学部の科目を履修するもの（以下「短期留学科目等履修生」という。)

(科目等履修生及び聴講生の入学の時期)

第3条 科目等履修生及び聴講生の入学の時期は、学期の始めとする。

(科目等履修生及び聴講生の在学期間)

第3条の2 科目等履修生及び聴講生の在学期間は、1学期のみの科目を履修又は聴講する場合は6か月、2学期にわたり科目を履修又は聴講する場合は1年とする。ただし、所属学部の教授会が認めた場合は、在学期間を更新することができる。

(科目等履修生の選考及び聴講生の許可)

第4条 科目等履修生の選考及び聴講生の許可は、この規程による科目の履修又は聴講を開始する学期の始めまでに行うものとする。

(科目等履修生証及び聴講生証の交付)

第5条 科目等履修生には、科目等履修生証を交付する。

2 聴講生には、聴講生証を交付する。

(成績表及び証明書の交付)

第6条 科目等履修生には、成績表を交付するほか、本人の請求により、所定の証明書を交付する。

2 聴講生には、本人の請求により、所定の証明書を交付する。

第2章 学部科目等履修生

(出願資格)

第7条 学部科目等履修生の出願資格を有する者は、学則第24条各号のいずれかに該当する者とする。

(選考)

第8条 学部科目等履修生の選考は、次条に規定する所属学部の教授会において行う。

(所属)

第9条 学部科目等履修生の所属学部・学科は、履修を希望する主な科目が設置されている1つの学部・学科とする。

(履修を許可する科目)

第10条 履修を許可する科目は、各学部において、毎年度定める。

(履修できる単位数の上限)

第 1 1 条 履修できる単位数の上限は、1 学期につき 1 6 単位とする。

(他の学部属する科目の履修)

第 1 2 条 他の学部属する科目を履修しようとする場合は、当該学部の承認を得て、履修することができる。

第 3 章 教職課程科目等履修生

(出願資格)

第 1 3 条 教職課程科目等履修生の出願資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本大学を卒業した者
- (2) 本大学以外の大学を卒業し、明治大学大学院（以下「本大学院」という。）に在学する者
- (3) 本大学以外の大学であって、原則として、教職課程の課程の認定を受けている大学を卒業した者

(選考)

第 1 4 条 教職課程科目等履修生の選考は、教職課程担当専任教員会議において行い、次条に規定する所属学部の教授会の承認を得るものとする。

(所属)

第 1 5 条 教職課程科目等履修生の所属学部・学科は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本大学を卒業した者 原則として、卒業学部・学科とする。
- (2) 本大学以外の大学を卒業した者 取得しようとする免許状の種類及び教科にふさわしい学部・学科とする。

2 前項第 1 号に掲げる者で、取得しようとする免許状の種類及び教科によって、科目履修上、やむを得ないと認められるものについては、同項第 2 号の規定を準用する。

(履修を許可する科目)

第 1 6 条 履修を許可する科目は、教育職員免許状の取得に必要な科目とする。ただし、科目によっては、履修を制限することがある。

(履修できる単位数の上限)

第 1 7 条 同一年度に履修できる単位数の上限（以下「年度履修制限単位数」という。）は、教育職員免許状の取得に必要な科目のうちから 4 6 単位とする。この場合において、教科に関する科目の年度履修制限単位数は、3 2 単位とする。

2 既に 1 教科以上の免許状を取得している者が他の教科の免許状を取得し

ようとする場合における教科に関する科目の年度履修制限単位数は、前項後段の規定にかかわらず、40単位とする。

第4章 学芸員養成課程科目等履修生、社会教育主事課程科目等履修生、司書課程科目等履修生及び司書教諭課程科目等履修生

(出願資格)

第18条 学芸員養成課程科目等履修生、社会教育主事課程科目等履修生及び司書課程科目等履修生の出願資格を有する者は、大学を卒業した者とする。

2 司書教諭課程科目等履修生の出願資格を有する者は、次の各号いずれかに該当する者とする。

- (1) 教育職員免許状を取得している者
- (2) 当該履修年度に教職課程科目等履修生となる者で、教育職員免許状の取得に必要な科目のうちから別に定める特定科目の単位を修得しているもの又はその科目を当該年度に履修するもの

(準用規定)

第19条 第14条の規定は、学芸員養成課程科目等履修生、社会教育主事課程科目等履修生、司書課程科目等履修生及び司書教諭課程科目等履修生の選考について準用する。この場合において、同条中「教職課程担当専任教員会議」とあるのは、「学芸員養成課程、社会教育主事課程、司書課程又は司書教諭課程の担当専任教員会議」と読み替えるものとする。

(所属)

第20条 学芸員養成課程科目等履修生、社会教育主事課程科目等履修生、司書課程科目等履修生及び司書教諭課程科目等履修生の所属学部・学科は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本大学を卒業した者 原則として、卒業学部・学科とする。
- (2) 本大学以外の大学を卒業した者 卒業学部・学科に最も類似した学部・学科とする。

(履修を許可する科目及び単位数)

第21条 履修を許可する科目及び単位数は、それぞれ、学芸員、社会教育主事、司書又は司書教諭の資格取得に必要な科目及び単位数とする。

第5章 教職課程等の複数課程の科目の同時履修

(履修できる単位数の上限)

第22条 科目等履修生として、教職課程、学芸員養成課程、社会教育主事課程、司書課程及び司書教諭課程のうち、2つ以上の課程の科目を履修す

る場合における年度履修制限単位数は、46単位とする。

第6章 短期留学科目等履修生

(出願資格)

第23条 短期留学科目等履修生の出願資格を有する者は、外国において学士号又は学位の授与権を有する高等教育機関等に在籍する者で、履修を希望する科目について、受講能力があると認められるものとする。

(準用規定)

第24条 第8条から第12条までの規定は、短期留学科目等履修生について準用する。この場合において、第8条及び第9条の規定中「学部科目等履修生」とあるのは「短期留学科目等履修生」と読み替えるものとする。

第7章 聴講生

(出願資格)

第25条 聴講生の出願資格を有する者は、聴講を希望する科目について、受講能力があると認められる者とする。

(準用規定)

第26条 第8条から第10条までの規定は、聴講生について準用する。この場合において、第8条から第10条までの規定中「学部科目等履修生」とあるのは「聴講生」と、「履修」とあるのは「聴講」と読み替えるものとする。

第8章 雑則

(事務)

第27条 成績管理、証明書発行その他科目等履修生及び聴講生に関する事務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる部署が行う。

- (1) 学部科目等履修生及び聴講生 教務事務部各学部事務室又は中野キャンパス事務部中野教務事務室
- (2) 教職課程科目等履修生、学芸員養成課程科目等履修生、社会教育主事課程科目等履修生、司書課程科目等履修生及び司書教諭課程科目等履修生 教務事務部資格課程事務室

(実施規定)

第28条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生及び聴講生に関し必要な事項は、それぞれ、毎年度定める募集要項による。

(委任)

第29条 本大学院に在学する者が第2条の科目等履修生として学部等の科目を履修する場合における履修許可、履修料等については、別に定める。

附 則 (1993年度規程第16号)

この規程は、1994年（平成6年）4月1日から施行し、同年3月1日から適用する。

（通達第765号）

附 則（1999年度規程第22号）

この規程は、2000年（平成12年）4月1日から施行する。

（通達第1051号）（注 司書課程及び司書教諭課程の設置に伴う当該条項の改正）

附 則（2000年度規程第21号）

この規程は、2001年（平成13年）4月1日から施行する。

（通達第1104号）（注 事務機構改善に伴い、教職等課程事務室を資格課程事務室に改めるための改正）

附 則（2003年度規程第23号）

この規程は、2004年（平成16年）4月1日から施行する。

（通達第1256号）（注 学芸員養成課程科目等履修生の出願を他大学の卒業生もできるようにするための改正）

附 則（2007年度規程第21号）

この規程は、2007年（平成19年）9月10日から施行する。

（通達第1562号）（注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正）

附 則（2009年度規程第7号）

この規程は、2009年（平成21年）6月10日から施行し、改正後の規定は、同年4月22日から適用する。

（通達第1807号）（注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正）

附 則（2012年度規程第40号）

この規程は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

（通達第2142号）（注 中野キャンパスに係る部署の新設に伴う改正）

附 則（2014年度規程第11号）

この規程は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

（通達第2276号）（注 短期留学科目等履修生の新設並びに科目等履修生及び聴講生の入学時期等を学期単位に変更することに伴う改正）

附 則（2021年度規程第6号）

この規程は、2021年5月27日から施行し、改正後の規定は、2022年度に入学する者から適用する。

（通達第2790号）（注 短期留学科目等履修生制度に係る資格要件の緩和に伴う改正）